

④インターネットによる差別事件

インターネットによる差別事件については二〇〇七年度版同様、この問題に詳しい反差別ネットワーク人権研究会代表の田畑重志さんの分析による。インターネットを利用した差別事件について、例年どおり、反差別ネットワーク人権研究会会員、協力者、講演などで出会った人びとからの報告数を集約すると、四六九七件である。部落解放同盟員による一連の不祥事関連の報道が溢れた二〇〇六年度の六四七九件と比較して少なくはなったものの、二〇〇五年度と比較して二五五四件の増加となっている。

うち九一四件が部落差別事例で、「megabbs」「2ちゃんねる」「yahoo」といった大型掲示板への書き込みは八一一件で、2ちゃんねるでは、部落地名リストの削除が早くなったとはいえ、当て字での地名書き込みが増加し、地名リストそのものの数は減少していない。

部落差別の相談で多かったのは、BやKなどの隠語（Bは部落、Kは在日コリアンを意味する）の使用のため、部落等への差別だと断定できないという理屈で法務局が取り上げてくれなかったという事例である。これは前年度版にも見られた傾向で、法務局側の改善はなされていない。

最近の傾向として挙げられるのは、携帯電話からアクセスできる差別サイトが増加していることで、解放新聞中央版に掲載された和歌山支局からの報告にもみられる、「アロチの噂」と題するサイトと同様のものは報告数の四割を超える。こうしたサイトは勝手サイト（携帯電話会社の審査を受ける必要のないサイト）と呼ばれるが、見つけにくいという情報の入れ替わりが激しく、対応の難しいものが多い。

今後、大型掲示板への書き込み、携帯サイトへの書き込みと二分され、いずれも増加していくとともに、差別書き込みも増えていくことが予想される。

前年度版に掲載された愛知の差別サイトについて、作成者が逮捕された件で、懲役一年、執行猶予四年の判決が出されたが、被告は、インターネット掲示板上で書き込みを見て、部落を「やばい感じ」と捉えつつも部落差別を「過去の問題」と考えて、自分で調べた歴史や部落に行って撮ってきた写真をサイト上で公開していた。差別意識は「まったくなく」「他の人たちもやっておき」「誹謗中傷される側にも責任がある」という理屈で自分の行為を正当化していたことは、ネット上の差別表現・差別情報の氾濫の影響の大きさを証明している。他人への誹謗などの場合、容疑者を割り出すのは警察の協力は必要となるものの技術的に難しいものではない。こうした割り出し方法などや差別サイトへの取り組み方法についても、個人や団体への名誉毀損としてではなく差別問題としての解決をめざして、日弁連などとの協力体制を整えることも求められる。愛知の場合、「他の人もやっているから」という理由で犯行が行われていたが、こうした愉快犯的な犯行の食い止めも含めて、効果的な方策を検討する必要がある。

今後は、たとえば「情報対策部」の設置など全国レベルにおける取り組み、あるいはネットワークでの取り組みをはじめ、国内外の連携が必要になるのではないだろうか。また、差別情報に対抗する意味で、ネット空間を差別者のものにしない取り組みをさらに深めていく必要がある。